行橋市マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)の規定に基づくマンションの管理に関する計画(以下「管理計画」という。)の認定に当たり、法及び同法施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、特に定めるものを除き、法及び省令に定めるところによる。

(管理計画の認定の申請)

- 第3条 法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請(以下「認定申請」という。)をする者は、事前に法第91条に規定するマンション管理適正化推進センター(以下「センター」という。)から法第5条の4各号(第4号については、法第3条第2項第3号に規定するマンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。)に掲げる基準に適合することを証する書面(以下「事前確認適合証」という。)の交付を受けなければならない。
- 2 認定申請をする者は、省令別記様式第1号による申請書の正本及び副本に、省令 第1条の2第1項各号に掲げる書類(以下「添付書類」という。)及び前項の規 定により交付を受けた事前確認適合証を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法第5条の6第1項の規定による管理計画の認定の更新申請 (以下「認定更新申請」という。)について準用する。この場合において、前項 中「別記様式第1号」とあるのは、「別記様式第1号の3」と読み替えるものと する。

(管理計画変更の認定の申請)

第4条 法第5条の7の規定による管理計画変更の認定の申請(以下「変更認定申請」

という。)をする者は、省令別記様式第1号の5による申請書の正本及び副本に、 添付書類のうち、変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第5条 認定申請、認定更新申請又は変更認定申請(以下「認定申請等」という。) をした者は、市長の認定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、取下げ届(様式第1号)を市長に届け出なければならない。

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、認定申請等が法第5条の4に規定する認定基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書(様式第2号)により、認定申請等をした者に通知しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 認定管理者等は、省令第1条の9各号に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式第3号)の正本及び副本に、軽微な変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

- 第8条 市長は、法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告の求めは、管理 状況報告依頼書(様式第4号)により行うものとする。
- 2 認定管理者等が、前項の求めに応じる報告は、管理状況報告書(様式第5号)により行うものとする。

(改善命令)

第9条 法第5条の9の規定による改善命令は、改善命令書(様式第6号)により行うものとする。

(管理の取りやめ)

第10条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を 取りやめようとする場合は、管理の取りやめ申出書(様式第7号)により行うも のとする。 (認定の取消通知)

第11条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書(様式第8号) により行うものとする。

(認定管理計画の公表)

第12条 認定申請等をする者が認定を受けた場合の公表に同意したときは、市長は、 センターと連携して、当該認定管理計画に係るマンションの名称、所在地、戸数、 築年月日及び管理計画認定日を公表することができる。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。